

アライグマについて

アライグマは、元々国内に生息していませんでしたが、ペット等として輸入され飼われていたものが、逃げたり、捨てられたりして全国各地で野生化しました。

繁殖力が高く雑食性で、国内では天敵がほとんどいないため、個体数が著しく増加しました。農作物や生活環境、生態系への被害を引き起こすことから、特定外来生物に指定されています。

アライグマが引き起こす問題

・農作物への被害

糖度の高い果物や野菜類を中心に農作物での被害が報告されています。

・生活環境への被害

家屋侵入による建物の破損、糞尿による汚損等の被害が報告されています。

・生態系への被害

両生類などの希少種の食害等が報告されています。

このため、県では「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、市町村と連携して計画的な防除対策を実施しています。

アライグマの捕獲等については、お住いの市町村に御相談ください。

また、アライグマの被害を防ぐために、次のようなことに注意してください。

アライグマの被害を防ぐために

○ エサになるものを放置しない

- ・収穫残渣や廃棄果樹を畑に放置しない
- ・生ごみは決められた時間に出す
- ・ペットのエサの食べ残しを放置しない
- ・農作物がエサにならないよう畑等を電気柵等で囲う

○ 家屋への侵入口を塞ぐ（10cm四方の隙間でも侵入します）

- ・家に立て掛けたはしごや、屋根にかかる庭木等をつたって侵入することもあるので注意が必要
- ・侵入して住み家にされやすい建物（廃屋や空き家、神社等）の見回りや管理も重要

アライグマを捕獲するための研修会（アライグマ捕獲従事者養成研修会）

中央環境管理事務所では、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づく「アライグマ捕獲従事者養成研修会」を開催しています。

この研修を修了した方は、市町村で捕獲従事者の登録を行うことで、狩猟免許の非保持者でも市町村が実施するアライグマの捕獲に従事することができます。

詳しくは、中央環境管理事務所地域環境担当までお問い合わせください。